

## &lt;減免を受けられる方の範囲&gt;

障がい区分	当該軽自動車の運転者	
	本人	同一生計者
視 覚	4級以上	同 左
聴 覚	2・3級	同 左
平衡機能	3 級	同 左
音 声 機能	3 級 <sup>*1</sup>	—
上肢不自由	3級以上	2級以上
下肢不自由	6級以上	3級以上
脳原性	上肢機能	3級以上
	移動機能	6級以上
体幹不自由	1・2・3・5級	3級以上
心 臓 等 <sup>*2</sup>	1・3級	同 左
肝 臓 機能	3級以上	同 左
知的障がい	—	A・A1・A2
精神障がい <sup>*3</sup>	—	1 級

※1 喉頭摘出による音声機能障がいの場合に限りません。

※2 心臓・腎臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸の機能

※3 自立支援医療費受給者証の交付を受けている方に限ります。

身体障害者手帳や戦傷病者手帳等の交付を受けている方は、軽自動車税の減免を受けすることができます。「左表参考照」ただし、身体障がい者が取得得・所有する軽自動車で身体障がい者及び身体障がい者と生活をともにする方が運転する場合でなければなりません。

◆申請期限  
3月24日（月）

◆申請場所  
税務課

◆持ち物  
印鑑・運転免許証・自動車検査証・身体障害者手帳・戦傷病者手帳

◆縦覧期間  
※土・日・祝日を除く  
4月1日（火）～4月30日（水）

◆縦覧でぎる方  
固定資産税納税者

○身分証明書  
または、その代理人

○委任状（法人の場合は委任状に代表者印を押印）

◆縦覧に必要なもの

○代理人による縦覧の場合は

委任状（法人の場合は委任

状に代表者印を押印）

◆申告期限と納期限

3月31日（月）

◆個人事業所の消費税の申告期限

3月31日（月）

◆所得税・贈与税の中告期限と納期限

3月17日（月）

◆青色申告説明コーナー

3月3日（月）～4日（火）

午後1時～4時

◆勤務時間

午前9時～正午

◆募集人員

※名森・牧・結小学校に各1人

◆勤務時間

午前7時～9時

◆募集人員

※名森・牧・結小学校に各1人

◆勤